



栃木県公報

令和2（2020）年
3月31日（火）
号 外
第 25 号

目 次

規 則

- とちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則の制定…………… 1
- とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則の制定…………… 1
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 11
- 栃木県総合運動公園北・中央エリアの一部の開館日を定める規則の制定…………… 11
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 11

教育委員会

- 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正…………… 25
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 26
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正…………… 27
- 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正…………… 28
- 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定…………… 29

公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正…………… 32
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正…………… 33
- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正…………… 34
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正…………… 88
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正…………… 90

警察本部

- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正…………… 95
- 栃木県警察文書取扱規程の一部改正…………… 96

規 則

栃木県規則第二十四号

とちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

とちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例（令和元年栃木県条例第十一号）附則第二項の規則で定める日は、令和二年五月六日とする。

栃木県規則第二十五号

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例（令和元年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。）に基づき、とちぎスポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の管

理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は条例第十一条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日以外の日)
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

(利用時間)

第三条 センターの利用時間は、正午(日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前九時)から午後九時までとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

(許可の申請等)

第四条 条例第四条の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(別記様式第一号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の利用許可申請書の提出期間は、センターを利用しようとする日(以下「利用日」という。)の六月前の日の属する月の初日から利用日の七日前までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、条例第四条の許可をするときは、利用許可書(別記様式第二号)を第一項の申請者に交付するものとする。

(許可の変更等)

第五条 条例第四条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書(別記様式第三号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により変更を許可するときは、利用変更許可書(別記様式第四号)を同項の申請者に交付するものとする。
- 3 利用者は、センターの利用を取り消すときは、利用取消届出書(別記様式第五号)を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第六条 条例第九条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 許可なく火気を使用しないこと。
- 二 許可なくセンター内において広告、宣伝その他これらに類する行為、寄附金の募集又は物品若しくは飲食物の販売を行わないこと。
- 三 センターの施設(附属設備及び物品を含む。以下同じ。)を損傷し、又は汚損しないこと。
- 四 センター内に危険な物品を持ち込まないこと。
- 五 その他指定管理者の指示事項に従うこと。

(職員の立入り)

第七条 指定管理者は、センターの管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。

(破損等の報告)

第八条 センターの施設を破損し、汚損し、又は紛失した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(原状回復の報告)

第九条 条例第十条の規定により利用に係る施設を原状に回復した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、第四条第三項の利用許可書又は第五条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が別に定める納期限までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第十一条 条例第十四条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書(別記様式第六号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 条例第十五条ただし書の規定により知事が還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 利用者の責めによらない理由によりセンターの利用ができなくなった場合 既に納付した使用料の全額
 - 二 利用者が利用日の七日前までに第五条第一項の利用変更許可申請書又は同条第三項の利用取消届出書を提出した場合 使用料の過納額全額
- 2 条例第十五条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

とちぎスポーツ医科学センター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

次のとおりとちぎスポーツ医科学センターを利用したいので申請します。

利 用 区 分	利 用 日 時	利 用 人 員 (人)		
		高校生 等以下	その他 の 者	計
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			

利 用 目 的

そ の 他
(特 記 事 項)

別記様式第2号(第4条関係)

とちぎスポーツ医科学センター利用許可書

第 年 月 日 号

様

年 月 日付けで申請のあったとちぎスポーツ医科学センターの利用を次のとおり許可します。

指定管理者



利用区分	利用日	時	利用人員(人)		
			高校生等以下	その他の者	計
	年 月 日	時から			
	年 月 日	時まで			
	年 月 日	時から			
	年 月 日	時まで			
	年 月 日	時から			
	年 月 日	時まで			
	年 月 日	時から			
	年 月 日	時まで			
利用目的					
使用料	円	納付期限	年 月 日		
許可の条件					
利用上の注意	1 とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。				

別記様式第3号(第5条関係)

とちぎスポーツ医科学センター利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電話番号 _____

年 月 日付け第 号で許可を受けたとちぎスポーツ医科学センターの利用について次の
とおり変更したいので申請します。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

変 更 理 由	
------------------	--

別記様式第4号(第5条関係)

とちぎスポーツ医科学センター利用変更許可書

第 年 月 日 号

様

年 月 日付け第 号で許可をしたとちぎスポーツ医科学センターの利用に関し、年 月 日付けで申請のあった変更については、次のとおり許可します。

指定管理者



変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変更前の使用料	円	変更後の使用料 円
この許可により納付すべき使用料	円	納付期限 年 月 日
許可の条件		
利用上の注意	1 とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。	

別記様式第5号（第5条関係）

とちぎスポーツ医科学センター利用取消届出書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電話番号 _____

年 月 日付け第 号で許可を受けたとちぎスポーツ医科学センターの利用について次の理由により取り消すこととしたので届け出ます。

取 消 理 由

備考 利用許可書（変更の許可を受けている場合には、利用許可書及び利用変更許可書）を添付すること。

別記様式第6号(第11条関係)

とちぎスポーツ医科学センター使用料免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____
電 話 番 号 _____

次のとおり使用料の免除を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日 等	年 月 日 第 号				
利 用 区 分	利 用 日 時	利 用 人 員 (人)			計
		高 校 生 等 以 下	そ の 他 の 者		
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
利 用 目 的					
使 用 料	円				
免 除 申 請 額	円				
免 除 を 受 け よ う と す る 理 由					

別記様式第7号(第12条関係)

とちぎスポーツ医科学センター使用料還付申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電話番号 _____

年 月 日付け第 _____ 号で許可を受け、納付したとちぎスポーツ医科学センターの使用料の
還付を受けたいので申請します。

利 用 区 分	利 用 日 時	利 用 人 員 (人)		
		高校生 等以下	その他 の 者	計
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			

利 用 目 的 _____

納 付 済 額 _____ 円 還 付 申 請 額 _____ 円

支 払 方 法	口 座 振 替	金 融 機 関 本 ・ 支 店 名	
		口 座 番 号	普通・当座
		預 金 口 座 名 義	
	そ の 他		

還 付 を 受 け よ
う と す る 理 由 _____

栃木県規則第二十六号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（令和元年栃木県条例第十六号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、令和二年五月六日とする。

栃木県規則第二十七号

栃木県総合運動公園北・中央エリアの一部の開館日を定める規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県総合運動公園北・中央エリアの一部の開館日を定める規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（令和元年栃木県条例第十六号）附則第二項の規則で定める日は、令和二年五月六日とする。

栃木県規則第二十八号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成五年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請等)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の三箇月前の日の属する月の初日から末日までとする。ただし、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリアの施設等を専用利用しようとするとき又は指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用券の交付)</p> <p>第七条 条例第三条に規定する特定施設を普通利用しようとする者は、<u>条例第十条第一項の規定により使用料を納付し、又は条例第十三条第一項の規定により利用料金を指定管理者に支払い、利用券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>(附属施設及び器具の使用料)</p> <p>第十三条 条例別表3 栃木県グリーンスタジアム使用料の部及び同表8 栃木県総合運動公園北・中央</p>	<p>(許可の申請等)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の三箇月前の日の属する月の初日から末日までとする。ただし、<u>指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用券の交付)</p> <p>第七条 条例第三条に規定する特定施設を普通利用しようとする者は、<u>条例第十三条第一項の規定により利用料金を指定管理者に支払い、利用券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>(附属施設及び器具の使用料)</p> <p>第十三条 条例別表3 栃木県グリーンスタジアム使用料の部</p>

エリア使用料の部に規定する附属設備及び器具の使用料は、別表第三のとおりとする。

(使用料の納付)

第十四条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用者は、第五条第三項の利用許可書又は第六条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が定める納期限までに使用料を納付しなければならない。

別表第1(第3条関係)

体育施設名	休館日
略	
栃木県体育館分館	略
栃木県総合運動公園北・中央エリア	<u>12月29日から翌年1月3日まで(水泳場にあつては4月1日から6月30日まで及び9月1日から3月31日まで、武道館にあつては年末年始)</u>

備考 略

別表第2(第4条関係)

体育施設名	利用日区分	普通利用の利用時間	専用利用の利用時間
略			
栃木県体育館分館		略	略
		<u>午前8時30分から午後6時まで(陸上競技場、トレーニング室並びに陸上競技場の会議室及びラウンジにあつては午前8</u>	<u>午前8時30分から午後6時まで(陸上競技場、トレーニング室並びに陸上競技場の会議室及びラウンジにあつては午前8</u>

に規定する附属設備及び器具の使用料は、別表第三のとおりとする。

(使用料の納付)

第十四条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者は、第五条第三項の利用許可書又は第六条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が定める納期限までに使用料を納付しなければならない。

別表第1(第3条関係)

体育施設名	休館日
略	
栃木県体育館分館	略

備考 略

別表第2(第4条関係)

体育施設名	利用日区分	普通利用の利用時間	専用利用の利用時間
略			
栃木県体育館分館		略	略

栃木県 総合運動公園 北・中央 エリア	時30分から 午後9時まで、 武道館並びに 武道館の会議 室、師範室 及び控室にあ つては午前9 時から午後9 時まで、合宿 所にあつては 午前0時から 午後12時ま で(1月4日 にあつては午 後1時から午 後12時まで、 12月28日 にあつては午 前0時から午 前10時まで で)	時30分から 午後9時まで で、武道館 並びに武道 館の会議 室、師範室 及び控室に あつては午 前9時から 午後9時ま で、合宿所 にあつては 午前0時か ら午後12時 まで(1月 4日にあつ ては午後1 時から午後 12時まで、 12月28日 にあつては 午前0時か ら午前10時 まで)				

別表第3の構成は次のとおりとする。

別表第3 (第13条関係)

体 育 施 設 名	附 属 設 備 及 び 器 具 名	使 用 単 位	使 用 料		
栃木県グリーンスタジアム	大型映像装置	1時間につき	5,540円		
	可搬型映像装置	1時間につき	640円		
	照 明 設 備	メ イ ン グラウンド	1 / 4 灯	1時間につき	16,700円
			1 / 3 灯	1時間につき	18,000円
			1 / 2 灯	1時間につき	27,900円
			全 灯	1時間につき	49,100円
		サブグラウンド	1時間につき	9,320円	
		午前8時30分から 正午までの時間1 回につき	650円		
		正午から午後6時			

放 送 設 備	陸上競技場	までの時間1回につき	840円
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
		午後6時から午後9時までの時間1回につき	420円
	第2陸上競技場	午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
		正午から午後6時までの時間1回につき	840円
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
	野球場(本球場)	午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
		正午から午後6時までの時間1回につき	840円
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
	サッカー・ラグビー場	午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
		正午から午後6時までの時間1回につき	840円
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
備		午前8時30分から午前10時までの時間1回につき	280円

栃木県総合運動公園
北・中央エリア

	テニスコート		午前10時から正午までの時間1回につき	360円	
			正午から午後2時までの時間1回につき	360円	
			午後2時から午後4時までの時間1回につき	360円	
			午後4時から午後5時までの時間1回につき	180円	
			午後5時から午後6時までの時間1回につき	180円	
			午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円	
	武道館	第1道場	1日1回につき	5,610円	
		第2道場	1日1回につき	1,020円	
		弓道場(近的射場)	1日1回につき	1,020円	
	フロアシート	武道館	第1道場	1日1回につき	3,210円
			第2道場	1日1回につき	2,000円
			弓道場(近的射場)	1日1回につき	50円
大型映像装置			1時間につき	5,540円	
電光掲示板		午前8時30分から正午までの時間1回につき	2,710円		
		正午から午後6時までの時間1回につき	2,930円		
		午前8時30分から午後6時までの時	5,430円		

			間1回につき		
移動式電光掲示板			1時間につき	250円	
照 明 設 備	陸上競技場	1 / 5 灯	1時間につき	1,210円	
		1 / 4 灯	1時間につき	2,000円	
		1 / 3 灯	1時間につき	2,430円	
		1 / 2 灯	1時間につき	3,990円	
		4 / 5 灯	1時間につき	6,380円	
		全 灯	1時間につき	7,480円	
	野球場 (本球場)	2 / 5 灯	1時間につき	6,820円	
		2 / 3 灯	1時間につき	7,940円	
		全 灯	1時間につき	12,200円	
	テニスコート		1面1時間につき	410円	
	武 道 館	第1道場	1 / 3 灯	1時間につき	100円
			2 / 3 灯	1時間につき	200円
			全 灯	1時間につき	310円
		第2道場		1時間につき	200円
		弓道場(近的射場)		1時間につき	20円
冷房 設備	武道館	第1道場	1時間につき	4,840円	
		第2道場	1時間につき	1,410円	
暖房 設備	武道館	第1道場	1時間につき	5,550円	
		第2道場	1時間につき	1,770円	

備考

- やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場(本球場)の放送設備を利用する場合の使用料は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、200円とする。
- やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアのテニスコートの放送

設備を利用する場合の使用料は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、270円とする。

- 3 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の電光掲示板を利用する場合の使用料は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、730円とする。

別添資料1のとおりである。

(その8)

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住氏 所名
 法人あは、主たる
 事務にの所在地及び名称
 並びに代表者の氏名
 担当 ()
 電話 ()

次のとおり栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用をしたいので申請します。

行事等の名称

利用目的

利用日時

年 月 日 (曜日)

午前 時から 午後 時まで 計 時間

内 訳	利用施設名	利 用 時 間
		時から 時まで 計 時間
		時から 時まで 計 時間

運動施設

A 陸上競技場 B 第2陸上競技場 C 野球場(本球場) D 野球場A
 E 野球場 B F 野球場 C G ウォームアップコート H サッカー・ラグビー場
 I 相撲場 J トレーニング室 K テニスコート 第1道場 2/3の利用
 L 武道館 (a c e) 第1道場 (近的射場) (b d) 第2道場 全部の利用

会議室、ラウンジ及び師範室

M 会議室 (a c e g i k m o q) 陸上競技場 1 3 5 7 9 室 会議室
 (b d f h j l n p r c f) 陸上競技場 2 4 6 8 10 室 会議室
 N ラウンジ (a d) 陸上競技場 1 3 室 ラウンジ 2 5
 O 師範室 (a) 陸上競技場 1 室 師範室 2
 P 控室 (a) 陸上競技場 1 室 控室

利用施設

Q 放送設備 (a c e g a c t) 陸上競技場(本球場) 1 5 灯
 (b d f h) 第2陸上競技場(近的射場) 1 2 道場 全部の利用
 R フロアシート (a c t) 陸上競技場 1 5 灯
 (b d f) 陸上競技場 1 2 道場 全部の利用
 S 大型映像装置 U 移動式電光掲示板
 V 照明設備 (a c e g h i k m o a) 陸上競技場 1 5 灯
 (b d f) 陸上競技場 1 2 道場 全部の利用
 W 冷房設備 (a) 陸上競技場 1 室
 X 暖房設備 (a) 陸上競技場 1 室

その他

利用区分	A アマチュアスポーツに利用する場合	a 入場料を徴収しない場合 b 入場料を徴収する場合 (入場料最高額 円)
	B アマチュアスポーツ以外に利用する場合	a 入場料を徴収しない場合 b 入場料を徴収する場合 (入場料最高額 円)

利用者区分 A 高校生等以下 B その他の者

入場予定人員 総人員 人 内訳 競技者 人 観覧者 人 その他 人

備考
 1 利用施設、利用区分及び利用者区分の欄は、該当する記号に○を付けること。
 2 利用施設により利用時間が異なる場合は、利用日時の内訳の欄にその内容を記入すること。

(その9)

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名〕
担当者
電 話 ()

次のとおり栃木県総合運動公園北・中央エリア(合宿所)の利用をしたいので申請します。

行事等の名称					
利用目的					
利用日時	年 月 日到着 時 分			泊 日	
	年 月 日退所 時 分				
利用区分	県内に居住する者が利用する場合		県外に居住する者が利用する場合		
利用者区分	高校生等以下	その他の者	高校生等以下	その他の者	
宿泊人員	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人
	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人
	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人
利用中の責任者の住所及び氏名	住 所 県 市 町 村 氏名 町 番地				

別記様式第一号に次のものに加える。

(その8)

利 用 許 可 書		第 年 月 日
様		指定管理者 印
年 月 日付けて申請のあった栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用を次のとおり許可します。		
行事等の名称		
利用目的		
年 月 日 (曜日)		
午前 時から 午後 時まで 計 時間		
利用日時	内	利用施設名 利 用 時 間
	訳	時から 時まで 計 時間
	訳	時から 時まで 計 時間
運動施設	A 陸上競技場 B 第2陸上競技場 C 野球場(本球場) D 野球場A E 野球場B F 野球場C G ウォームアップ場 H サッカー・ラグビー場 I 相撲場 J トレーニング室 K テニスコート L 武道館 (Jace 第1道場全部の利用 / b 第1道場2/3の利用 / d 第2道場全部の利用)	
	M 会議室	a 陸上競技場1/3灯 b 陸上競技場1/2灯 c 陸上競技場1/3灯 d 陸上競技場1/2灯 e 陸上競技場1/3灯 f 陸上競技場1/2灯 g 陸上競技場1/3灯 h 陸上競技場1/2灯 i 陸上競技場1/3灯 j 陸上競技場1/2灯 k 陸上競技場1/3灯 l 陸上競技場1/2灯 m 陸上競技場1/3灯 n 陸上競技場1/2灯 o 陸上競技場1/3灯 p 陸上競技場1/2灯 q 陸上競技場1/3灯 r 陸上競技場1/2灯 d 陸上競技場1/3灯 e 陸上競技場1/2灯 a 師範室1 b 師範室2
	N ラウンジ	a 師範室1 b 師範室2
	O 師範室 P 控室	a 師範室1 b 師範室2
利用施設	Q 放送設備 a 陸上競技場(本球場) b 第2陸上競技場 c 野球場(本球場) d サッカー・ラグビー場 e テニスコート f 武道館第1道場(近的射場) g 武道館第2道場 h 武道館第2道場(近的射場)	
	R フロアシート	a 武道館第1道場(近的射場) b 武道館第2道場
	S 大型映像装置 V 照明設備	a 陸上競技場1/5灯 b 陸上競技場1/4灯 c 陸上競技場1/3灯 d 陸上競技場1/2灯 e 陸上競技場1/5灯 f 陸上競技場1/2灯 g 野球場(本球場) 2/5灯 h 野球場(本球場) 2/3灯 i 野球場(本球場) 全灯 j テニスコート k 武道館第1道場 1/3灯 l 武道館第1道場 2/3灯 m 武道館第1道場 全灯 n 武道館第2道場 o 武道館第1道場(近的射場) W 冷房設備 a 武道館第1道場 b 武道館第2道場 X 暖房設備 a 武道館第1道場 b 武道館第2道場
	そ の 他	
使用料		円 納付期限 年 月 日
許可の条件		
利用上の注意		

- 1 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則を遵守すること。
- 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。
- 3 利用当日は、本許可書を提示すること。

(その9)

利 用 許 可 書

第 年 月 日 号

様

指定管理者



年 月 日付で申請のあった栃木県総合運動公園北・中央エリア（合宿所）の利用を次のとおり許可します。

行事等の名称					
利用目的					
利用日時	年 月 日到着 時 分			泊 日	
	年 月 日退所 時 分				
利用区分	県内に居住する者が利用する場合		県外に居住する者が利用する場合		
利用者区分	高校生等以下	その他の者	高校生等以下	その他の者	
宿泊人員	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人
	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人
	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人
使用料			円	納付期限	年 月 日
許可の条件					
利用上の注意	1 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正)
- 2 栃木県都市公園条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(有料公園施設の利用の許可の申請書)</p> <p>第六条 条例第七条第三項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">申 請 書 の 名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有料公園施設利用許可申請書</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書</td> <td style="text-align: center;">様式第九号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(許可証の交付)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し、<u>有料公園施設利用許可証(様式第十四号)</u>又は<u>有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号)</u>を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で<u>陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター、武道館若しくは運動場</u>を利用しようとする者又は<u>フィールドアスレチック施設、一万人口ル、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場</u>を利用しようとする者に対しては、<u>利用券</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の減免手続)</p> <p>第十二条 条例第十三条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>使用料減免申請書(様式第二十一号)</u>を<u>知事又は所長</u>に提出しなければならない。</p>	申 請 書 の 名 称	様 式	有料公園施設利用許可申請書	略	有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書	様式第九号	<p>(有料公園施設の利用の許可等の申請書)</p> <p>第六条 条例第七条第三項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">申 請 書 の 名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>有料公園施設利用(使用)許可申請書</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>有料公園施設(合宿所)使用許可申請書</u></td> <td style="text-align: center;">様式第九号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書</td> <td style="text-align: center;">様式第九号の二</td> </tr> </tbody> </table> <p>(許可証の交付)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、<u>有料公園施設の利用の許可</u>を受けた者に対し、<u>有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)</u>、<u>有料公園施設(合宿所)使用許可証(様式第十五号)</u>又は<u>有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号の二)</u>を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で<u>陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター、武道館若しくは運動場</u>を利用しようとする者又は<u>フィールドアスレチック施設、一万人口ル、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場</u>を利用しようとする者に対しては、<u>利用券</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の減免手続)</p> <p>第十二条 条例第十三条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>使用料減免申請書(様式第二十一号)</u>を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p>	申 請 書 の 名 称	様 式	<u>有料公園施設利用(使用)許可申請書</u>	略	<u>有料公園施設(合宿所)使用許可申請書</u>	様式第九号	有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書	様式第九号の二
申 請 書 の 名 称	様 式														
有料公園施設利用許可申請書	略														
有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書	様式第九号														
申 請 書 の 名 称	様 式														
<u>有料公園施設利用(使用)許可申請書</u>	略														
<u>有料公園施設(合宿所)使用許可申請書</u>	様式第九号														
有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書	様式第九号の二														

(使用料の還付手続)

第十三条 条例第十四条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して十四日以内に使用料還付申請書(様式第二十二号)を知事又は所長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第十四条 都市公園の利用者は、知事、所長及び指定管理者の定める事項を遵守しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第十五条 第九条に規定する届出の提出部数は正本一通副本一通とし、他の申請書又は届出に係る提出部数は正本一通とする。

別表第1(第10条関係)

施設名	供用日	供用時間

(使用料の還付手続)

第十三条 条例第十四条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して十四日以内に使用料還付申請書(様式第二十二号)を所長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第十四条 都市公園の利用者は、所長及び指定管理者の定める事項を遵守しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第十五条 第四条及び第五条に規定する申請書であつて知事に対して申請するもの又は第九条に規定する届出の提出部数は正本一通副本一通とし、他の申請書又は届出に係る提出部数は正本一通とする。

(申請書等の経由)

第十六条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出は、所長を経由しなければならない。

別表第1(第10条関係)

施設名	供用日	供用時間
1 栃木県総合運動公園の有料公園施設(水泳場、トレーニングセンター、武道館及び合宿所を除く。)	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分 から午後6時 まで
2 水泳場	7月1日から 8月31日まで	午前8時30分 から午後6時 まで
3 トレーニングセンター	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分 から午後9時 まで
4 武道館	1月5日から 12月27日まで	午前9時から 午後9時まで
5 合宿所	1月4日から	午前零時から

1～21 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 174 1259 539">12月28日まで</td> <td data-bbox="1270 174 1445 517">午後12時まで (1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前零時から午前10時まで)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="858 539 1445 613">6～26 略</td> </tr> </table>	12月28日まで	午後12時まで (1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前零時から午前10時まで)	6～26 略	
12月28日まで	午後12時まで (1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前零時から午前10時まで)				
6～26 略					

様式第三号から様式第七号までの規定中「 所長 様」を「栃木県知事
所長 様」に改める。

様式第八号中「有料公園施設利用(使用)許可申請書」を「有料公園施設利用許可申請書」と

「利用(使用)の許可」を「利用の許可」と、「使用料
利用料金」を「利用料金」に改める。

様式第九号を削り、様式第九号の二を様式第九号とする。

様式第十一号から様式第十三号までの規定中

「所長 」を「知事
所長 」に改める。

様式第十四号中「有料公園施設利用(使用)許可証」を「有料公園施設利用許可証」と、「利用

(使用)を」を「利用を」と、「使用料
利用料金」を「利用料金」に改める。

様式第十五号を削り、様式第十五号の二を様式第十五号とする。

様式第二十号から様式第二十二号までの規定中「 所長 様」を「栃木県知事
所長 様」に改める。

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行前に前項の規定による改正前の栃木県都市公園条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
(教育委員会事務局スポーツ振興課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第一号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(課、室及び担当)

第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。

課室名	担当名
略	
スポーツ振興課	総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当
略	

2 略

(施設課の分掌事務)

第四条 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 県立学校の予算に関する事(高校教育課の所掌に属するものを除く。)
- 三・四 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〜十二 略
- 十三 栃木県総合運動公園北・中央エリアに関する事。
- 十四 略
- 十五 とちぎスポーツ医科学センターに関する事。
- 十六・十七 略

(課、室及び担当)

第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。

課室名	担当名
略	
スポーツ振興課	総務担当、施設整備担当、生涯スポーツ担当
略	

2 略

(施設課の分掌事務)

第四条 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 県立学校の予算に関する事(学校教育課の所掌に属するものを除く。)
- 三・四 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〜十二 略
- 十三 略
- 十四・十五 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第二号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第5(第5条関係)	別表第5(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) 略
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) 略
	略	略
略		
備考 略		

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業_____
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業_____
	略	略
略		
備考 略		

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第三号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	

日光市立中宮祠小学校	日光市中宮祠2478
略	

日光市立野口小学校	日光市野口900
日光市立中宮祠小学校	日光市中宮祠2478
日光市立所野小学校	日光市所野820
略	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成二年栃木県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第四条関係）			別表（第四条関係）		
給料表	職 員	加算割合	給料表	職 員	加算割合
(一) 教育職 給料表	略	略	略	略	略
	略	百分の十	略	略	百分の十
	職務の級二級の職員（百八号給以上百八号給を受けている職員並びに主任実習助手及び主任寄宿舎指導員（二級在級二年以上の職員に限る。）に限る。）	（教育委員会が人事委員会と協議して別に定める職員にあつては百分の五）	職務の級二級の職員（百十三号給以上の号給を受けている職員並びに主任実習助手及び主任寄宿舎指導員（二級在級二年以上の職員に限る。）に限る。）	職務の級二級の職員（百十三号給以上の号給を受けている職員並びに主任実習助手及び主任寄宿舎指導員（二級在級二年以上の職員に限る。）に限る。）	
職務の級二級の職員（三十九号給以上百八号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員（期限付採用の職員を除く。）として在職期間四年以上の職員に限る。）	略	職務の級二級の職員（四十一号給以上百十三号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員（期限付採用の職員を除く。）として在職期間四年以上の職員に限る。）	職務の級二級の職員（四十一号給以上百十三号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員（期限付採用の職員を除く。）として在職期間四年以上の職員に限る。）	略	
職務の級一級の職員（九十五号給以上の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員（期限付採用の職員を除く。）として在職期間四年以上の職員に限る。）	略	職務の級一級の職員（九十五号給以上の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員（期限付採用の職員を除く。）として在職期間四年以上の職員に限る。）	職務の級一級の職員（九十五号給以上の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員（期限付採用の職員を除く。）として在職期間四年以上の職員に限る。）	略	

略	(二) 給料表	職務の級二級の職員(五十一号給以上百二十四号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員(期限付採用の職員を除く。)として在職期間四年以上の職員に限る。)	略	略
		職務の級二級の職員(百二十四号給以上の号給を受けている職員に限る。)	百分の十 (教育委員会が人事委員会と協議して別に定める職員にあつては百分の五)	略
略	(二) 給料表	職務の級二級の職員(五十三号給以上百二十五号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員(期限付採用の職員を除く。)として在職期間四年以上の職員に限る。)	略	略
		職務の級二級の職員(百二十五号給以上の号給を受けている職員に限る。)	百分の十	略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第五号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用学校職員の給与の額並びに給与及び費用弁償の支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(月額により定める報酬の額)

第二条 条例第三条第二項の教育委員会規則で定める額は、採用に係る第一号職員(条例第二条第二項に規定する第一号職員をいう。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれと同一又は類似の職務に従事する職員(職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「給与条例」という。)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものをいう。)(以下「職務同一等職員」という。)に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額を基礎として、当該第一号職員の通常の勤務時間に応じて教育委員会が定める額とする。

(日額又は時間額により定める報酬の額等)

第三条 条例第三条第三項の教育委員会規則で定める額は、職務同一等職員に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額とする。

2 日額又は時間額により定める報酬の額は、同一又は類似の職務に従事する他の第一号職員との権衡を考慮して前項に規定する額を教育委員会が定める一月当たりの職員の勤務時間で除して得た額を基礎として、教

育委員会が定めるところにより算出した額とする。

(地域手当に相当する報酬)

第四条 第一号職員に対する地域手当に相当する報酬の支給については、栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十三年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。ただし、地域手当に相当する報酬を支給する第一号職員は、報酬が月額により定められる第一号職員とするものとする。

(超過勤務手当に相当する報酬)

第五条 第一号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、再任用短時間勤務職員(学校職員給与条例第七条の二に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)の例による。ただし、勤務一時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(宿日直手当に相当する報酬)

第六条 宿日直手当に相当する報酬は、第一号職員に対し、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例に準じて教育委員会がその勤務の内容に応じて定める額を支給する。

(夜勤手当に相当する報酬)

第七条 第一号職員に対する夜勤手当に相当する報酬の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務一時間につき支給する夜勤手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(休日給に相当する報酬)

第八条 第一号職員に対する休日給に相当する報酬の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務一時間につき支給する休日給に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(期末手当を支給しない第一号職員)

第九条 条例第四条第一項の教育委員会規則で定める第一号職員は、その者の任期が六月以上であり、かつ、一週間当たりの通常の勤務時間が三十時間以上である第一号職員(報酬が月額により定められるものに限る。)以外の第一号職員とする。

(第一号職員の期末手当の額)

第十条 第一号職員の期末手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第一号職員の期末手当に係る在職期間(給与条例第二十条第二項に規定する在職期間をいう。第二十四条において同じ。)は、条例の適用を受ける第一号職員として在職した期間(教育委員会が定める期間に限る。)とするものとする。

(給料の額)

第十一条 条例第六条第一項の教育委員会規則で定める額は、採用に係る第二号職員(条例第二条第二項に規定する第二号職員をいう。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれと同一又は類似の職務に従事する職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものをいう。)に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額を基礎として、当該第二号職員の通常の勤務時間に応じて教育委員会が定める額とする。

(地域手当)

第十二条 第二号職員に対する地域手当(次項において「地域手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 地域手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(通勤手当)

第十三条 第二号職員に対する通勤手当(以下この条において「通勤手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第十二条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)は、一月とし、通勤手当の支給については、第二号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあつては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 通勤手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、運賃等相当額(給与条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額をいう。)及び自動車等(給与条例第十二条第一項第二号に規定する自動車等をいう。)に係る通勤手当の額は、教育委員会が定めるところにより算出

した額とするものとする。

(へき地手当)

第十四条 第二号職員に対するへき地手当(次項において「へき地手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 へき地手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(へき地手当に準ずる手当)

第十五条 第二号職員に対するへき地手当に準ずる手当(次項において「へき地手当に準ずる手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 へき地手当に準ずる手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(超過勤務手当)

第十六条 第二号職員に対する超過勤務手当(次項において「超過勤務手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 超過勤務手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する超過勤務手当の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(宿日直手当)

第十七条 宿日直手当は、第二号職員に対し、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例に準じて教育委員会がその勤務の内容に応じて定める額を支給する。

(夜勤手当)

第十八条 第二号職員に対する夜勤手当(次項において「夜勤手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 夜勤手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する夜勤手当の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(休日給)

第十九条 第二号職員に対する休日給(次項において「休日給」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 休日給の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する休日給の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十六条の規定により算出した額とするものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第二十条 第二号職員に対する義務教育等教員特別手当(次項において「義務教育等教員特別手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 義務教育等教員特別手当の額は、学校職員給与条例第九条の六第一項の教育職員との権衡を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(定時制通信教育手当)

第二十一条 第二号職員に対する定時制通信教育手当(次項において「定時制通信教育手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 定時制通信教育手当の額は、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号。次条において「へき地手当等支給規則」という。)第五条第一号に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(産業教育手当)

第二十二条 第二号職員に対する産業教育手当(次項において「産業教育手当」という。)の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 産業教育手当の額は、へき地手当等支給規則第八条第一項第一号に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。

(期末手当を支給しない第二号職員)

第二十三条 条例第八条第一項の教育委員会規則で定める第二号職員は、その者の任期が六月以上である第二号職員以外の第二号職員とする。

(第二号職員の期末手当の額)

第二十四条 第二号職員の期末手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第二号職員の期末手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける第二号職員として在職した期間(教育委員会が定める期間に限る。)とするものとする。

(給与の減額)

第二十五条 会計年度任用学校職員が勤務しないときは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により、その勤務しない一時間につき次条の規定の例により算出した勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額等の算出)

第二十六条 条例第三条第六項の規定により支給する超過勤務手当に相当する報酬、夜勤手当に相当する報酬若しくは休日給に相当する報酬の額の算出に係る勤務一時間当たりの報酬の額及び条例第七条の規定により支給する超過勤務手当、夜勤手当若しくは休日給の額の算出に係る勤務一時間当たりの給与額は、それぞれ第一号職員又は第二号職員について、第二条若しくは第三条第二項又は第十一条に規定する額を基礎として、当該第一号職員又は第二号職員の通常の勤務時間に応じて勤務一時間当たりの額として教育委員会が定めるところにより算出した額とする。

(支給方法)

第二十七条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用学校職員の給与(期末手当を除く。)及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の十五日(その日が職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)第一条の二各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める日)とするものとする。

(雑則)

第二十八条 この規則により難い事情があると認められるときは、教育委員会は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第二十三条 非常勤職員の給与については、教育長が定めるものとする。</p>

(総務課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝美

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則(昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一分選系)

職 務 課 加 付 課

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	72	136	502	352	143	1,205	316	1,521
警 察 署	46	113	471	655	939	2,224	148	2,372
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第四号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第十五条 生活安全部に次の各課を置く。</p> <p>生活安全企画課 人身安全少年課 生活環境課 サイバー犯罪対策課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第十六条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>酩酊者</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関する事。</p> <p>五 略</p> <p>(人身安全少年課)</p> <p>第十七条 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>子ども及び女性を被害者とする性犯罪等の防</u></p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第十五条 生活安全部に次の各課を置く。</p> <p>生活安全企画課 少年課 生活環境課 サイバー犯罪対策課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第十六条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>酩酊者、家出人、迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関する事。</p> <p>五 <u>部の所掌に属する法令の規定による許可その他の規制に関する事務</u>に関する事。</p> <p>六 <u>風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業等の指導</u>に関する事。</p> <p>七 <u>ストーカー対策</u>に関する事。</p> <p>八 <u>配偶者、保護者等からの暴力の防止及び被害者の保護</u>に関する事。</p> <p>九 略</p> <p>(少年課)</p> <p>第十七条 <u>少年課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p>

止に関する事。

二 行方不明者発見活動に関する事。

三 ストーカー対策に関する事。

四 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力等の防止及び被害者の保護に関する事。

五 略

(生活環境課)

第十八条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

九 部の所掌に属する法令の規定による許可その他の規制に関する事。

十 風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業等の指導に関する事。

十一 前各号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りに関すること(人身安全少年課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

(警備部の分課)

第四十二条 警備部に次の課及び隊を置く。

警備第一課

警備第二課

国体・障スポ対策課

機動隊

第四十四条 略

(国体・障スポ対策課)

第四十四条の二 国体・障スポ対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 第七十七回国民体育大会の開催に伴う警察事務に関する事。

二 第二十二回全国障害者スポーツ大会の開催に伴う警察事務に関する事。

三 その他警察本部長の特命に関する事。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

一 略

(生活環境課)

第十八条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

九 前各号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りに関すること(生活安全企画課、少年課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

(警備部の分課)

第四十二条 警備部に次の課及び隊を置く。

警備第一課

警備第二課

機動隊

第四十四条 略

改 正 後

(部長及び課長の専決事項)

第三条 警察本部の警務部長は別表第二、生活安全部長は別表第三、刑事部長は別表第四、交通部長は別表第五、課長は別表第六、総務課長は別表第七、県民広報相談課長は別表第八、会計課長は別表第九、生活安全企画課長は別表第十、人身安全少年課長は別表第十一、生活環境課長は別表第十二、組織犯罪対策第一課長は別表第十三、交通企画課長は別表第十四、交通指導課長は別表第十五、交通規制課長は別表第十六、運転免許管理課長は別表第十七に掲げる事務を専決することができる。

(警察署長の専決事項)

第四条 警察署長は、別表第十八に掲げる事務を専決することができる。

(報告)

第六条 前四条により処理した事務のうち、別表第一から別表第十八までの各表中公安委員会への報告欄に「要」の記載があるものについては、警察本部長は事後速やかに公安委員会に報告しなければならない。

別表第十 (第三条、第六条関係) 生活安全企画課長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告

改 正 前

(部長及び課長の専決事項)

第三条 警察本部の警務部長は別表第二、生活安全部長は別表第三、刑事部長は別表第四、交通部長は別表第五、課長は別表第六、総務課長は別表第七、県民広報相談課長は別表第八、会計課長は別表第九、生活安全企画課長は別表第十、少年課長は別表第十一

一、組織犯罪対策第一課長は別表第十二、交通企画課長は別表第十三、交通指導課長は別表第十四、交通規制課長は別表第十五、運転免許管理課長は別表第十六に掲げる事務を専決することができる。

(警察署長の専決事項)

第四条 警察署長は、別表第十七に掲げる事務を専決することができる。

(報告)

第六条 前四条により処理した事務のうち、別表第一から別表第十七までの各表中公安委員会への報告欄に「要」の記載があるものについては、警察本部長は事後速やかに公安委員会に報告しなければならない。

別表第十 (第三条、第六条関係) 生活安全企画課長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五条第二項の規定による風俗営業の許可証の交付</u>	
二 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五条第三項の規定による同法第三条第一項の風俗営業の許可をしない場合の通知</u>	要
三 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五条第四項の規定による風俗営業の許可証の再交付</u>	要
四 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条第</u>	

五項の規定による風俗営業の許可証の書換え

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条第六項の規定による同法第七条第一項の風俗営業の相続を承認しない場合の通知

六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の二第一項の規定による風俗営業者たる法人の合併の承認をしない場合の通知

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の二第三項において準用する同法第七条第五項の規定による風俗営業の許可証の書換え

八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の三第一項の規定による風俗営業者たる法人の分割の承認をしない場合の通知

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七条の三第三項において準用する同法第七条第五項の規定による風俗営業の許可証の書換え

十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条の規定による風俗営業の許可の取消しの通知

十一 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条

	<p>第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	

十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において適用する場合を含む。）、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）

十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において適用する場合を含む。）、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）

十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第三項の規定による特例風俗営業者の認定証の交付

十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第四項の規定による特例風俗営業者の認定をしない旨の通知

十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第五項の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付

二十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第六項の規定による特例風

要

俗営業者の認定の取消しの通知	要
二十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十五条の規定による風俗営業者に対する指示	要
二十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消しの通知又は営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知	要
二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十九条の規定による店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	要
二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十条第一項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令の通知、同条第二項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令の通知及び同条第三項の規定による浴場業営業、興行場営業又は旅館業の停止命令の通知	要
二十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の四第一項及び第三十一条の六第二項第一号の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	要
二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の五及び第三十一条の六第二項第二号の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営んではない旨の命令の通知	要
二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者の処分移	要

送通知書の送付

二十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十四の規定による店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示

要

二十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十五第一項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止命令の通知

三十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十九及び第三十一条の二十一第二項第一号の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示

要

三十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十及び第三十一条の二十一第二項第二号の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営んではない旨の命令の通知

三十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者の処分
移送通知書の送付

要

三十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の二の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止命令の通知

三十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の九第一項及び第三十一条の十一第二項第一号の規定による映像送信型性風俗特殊営業

要

<p>を営む者に対する指示</p>	
<p>三十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書の送付</p>	<p>要</p>
<p>三十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第二項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の交付</p>	
<p>三十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第三項の規定による同法第三条第一項の特定遊興飲食店営業の許可をしない場合の通知</p>	<p>要</p>
<p>三十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付</p>	<p>要</p>
<p>三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え</p>	
<p>四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第六項の規定による同法第七条第一項の特定遊興飲食店営業の相続を承認しない場合の通知</p>	
<p>四十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定</p>	

による特定遊興飲食店営業者た
る法人の合併の承認をしない場
合の通知

四十二 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三
十一条の二十三において準用す
る同法第七条の二第三項におい
て準用する同法第七条第五項の
規定による特定遊興飲食店営業
の許可証の書換え

四十三 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三
十一条の二十三において準用す
る同法第七条の二第一項の規定
による特定遊興飲食店営業者た
る法人の分割の承認をしない場
合の通知

四十四 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三
十一条の二十三において準用す
る同法第七条の二第三項におい
て準用する同法第七条第五項の
規定による特定遊興飲食店営業
の許可証の書換え

四十五 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三
十一条の二十三において準用す
る同法第八条の規定による特定
遊興飲食店営業の許可の取消し
の通知

四十六 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三
十一条の二十三において準用す
る同法第十条の二第三項の規定
による特例特定遊興飲食店営業
の認定証の交付

四十七 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三
十一条の二十三において準用す
る同法第十条の二第四項の規定
による特例特定遊興飲食店営業
者の認定をしない旨の通知

四十八 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律第三

<p>十一 条の二十三において適用する同法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業の認定証の再交付</p>	<p>要</p>
<p>四十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において適用する同法第十条の二第六項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消しの通知</p>	
<p>五十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十四の規定による特定遊興飲食店営業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>五十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十五第一項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しの通知又は営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知</p>	
<p>五十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十四条第一項の規定による飲食店営業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>五十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十四条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知</p>	
<p>五十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の規定による興行場営業の停止命令の通知</p>	
<p>五十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の四第一項及び第四項第一号の規定による接客業務受託営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>五十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の四第二項及び第四項第</p>	

	<p>二号の規定による接客業務受託 営業を営んではない旨の命 令の通知</p>	
	<p>五十七 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第三 十五条の四第三項(同条第五項 において準用する場合を含 む。)の規定による接客業務受 託営業を営む者の処分移送通知 書の送付</p>	要
	<p>五十八 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第三 十七条第一項の規定による報告 又は資料の提出の要求</p>	要
	<p>五十九 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第三 十九条第二項第六号及び第七号 の規定による調査の委託</p>	要
	<p>六十 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第四 十一条第二項の規定による聴聞の 通知及び公示</p>	
	<p>六十一 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第四 十一条の三第一項の規定による 国家公安委員会に対する報告</p>	
	<p>六十二 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第四 十一条の三第二項の規定による 公安委員会に対する通報</p>	
	<p>六十三 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律第四 十二条の規定による処分の通知</p>	
	<p>六十四 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律施行 規則第三十四条第三項の規定に よる受講証明書の交付</p>	
	<p>六十五 質屋営業法第二条第一項 の規定による質屋営業の許可</p>	要
	<p>六十六 質屋営業法第三条第三項</p>	

<p>の規定による質屋営業の許可をしない旨の通知</p>	
<p>六十七 質屋営業法第四条第一項の規定による営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可</p>	<p>要</p>
<p>六十八 質屋営業法第八条第一項の規定による許可証の交付</p>	
<p>六十九 質屋営業法第二十五条の規定による質屋の許可の取消しの通知又は質屋営業の停止命令の通知</p>	
<p>七十 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知(同法第十三条第一項第一号イ(質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>七十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>七十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>七十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三条第一項</p>	

第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

七十四 聴聞及び弁明の機会が付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

七十五 聴聞及び弁明の機会が付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

七十六 質屋営業法第二十七条の規定による他の公安委員会への通知

七十七 質屋営業法第二十八条第三項第一号及び第五項の規定による質契約を終了させる行為の承認

七十八 古物営業法第三条の規定による古物営業の許可

要

七十九 古物営業法第五条第二項の規定による許可証の交付

八十 古物営業法第五条第三項の規定による古物営業の許可をしない旨の通知

八十一 古物営業法第六条第一項の規定による古物営業の許可の取消しの通知

	<p>八十二 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知(同法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>八十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>八十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>八十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>八十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	

る。)	
八十七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十八 古物営業法第七条第二項後段の規定による他の公安委員会への通知	
八十九 古物営業法第十三条第四項の規定による管理者の解任の勧告	要
九十 古物営業法第二十一条の五第一項及び第二十一条の六第一項の規定による古物競りあわせ入業に係る業務の実施の方法の認定	要
九十一 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)第十九条の七第一項の規定による古物営業法第二十一条の五第一項の認定をした旨の通知及び公示	
九十二 古物営業法施行規則第十九条の七第二項の規定による古物営業法第二十一条の五第一項の認定をしない旨の通知	
九十三 古物営業法施行規則第十九条の十第一項の規定による認定古物競りあわせ入業者の認定の取消し	要
九十四 古物営業法施行規則第十九条の十第二項の規定による認定古物競りあわせ入業者の認定を取り消した旨の公示	
九十五 古物営業法施行規則第十	

<p>九条の十二において準用する同規則第十九条の七第一項の規定による古物営業法第二十一条の六第一項の認定をした旨の通知及び公示</p>	
<p>九十六 古物営業法施行規則第十 九条の十二において準用する同規則第十九条の七第二項の規定による古物営業法第二十一条の六第一項の認定をしない旨の通知</p>	
<p>九十七 古物営業法施行規則第十 九条の十四第一項の規定による認定外国古物競りあつせん業者の認定の取消し</p>	<p>要</p>
<p>九十八 古物営業法施行規則第十 九条の十四第二項において準用する同規則第十九条の十第二項の規定による認定外国古物競りあつせん業者の認定を取り消した旨の公示</p>	
<p>九十九 古物営業法第二十三条の規定による業務の適正な実施を確保するための指示</p>	<p>要</p>
<p>百 古物営業法第二十四条の規定による古物営業の許可の取消しの通知又は古物営業の停止命令の通知</p>	
<p>百一 古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十一号)附則第二条第一項の規定による届出の処理</p>	<p>要</p>
<p>百二 古物営業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による他の公安委員会への通知</p>	
<p>百三 警備業法第五条第五項の規定による認定証の再交付</p>	<p>要</p>
<p>百四 警備業法第十一条第三項の規定による認定証の書換え</p>	<p>要</p>
<p>百五 警備業法第七条第一項から</p>	

第三項までの規定による認定証の更新及び不更新の通知

要

百六 警備業法第八条の規定による警備業の認定の取消しの通知

百七 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）

百八 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）

百九 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）

	<p>百十 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
	<p>百十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
	<p>百十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
	<p>百十三 警備業法第二十二條第七項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令の通知</p>	

	<p>百十四 警備業法第二十三条第五 項において準用する同法第二十 二条第七項の規定による合格証 明書の返納命令の通知</p>	
	<p>百十五 警備業法第四十二条第三 項において準用する同法第二十 二条第七項の規定による機械警 備業務管理者資格者証の返納命 令の通知</p>	
	<p>百十六 警備業法第四十八条の規 定による警備業者に対する指示</p>	要
	<p>百十七 警備業法第四十九条第一 項の規定による警備業者の営業 の停止命令の通知</p>	
	<p>百十八 警備業法第四十九条第二 項の規定による警備業者の営業 の廃止命令の通知</p>	
	<p>百十九 警備業法第二十三条第四 項の規定による合格証明書の交 付</p>	要
	<p>百二十 警備業法第二十三条第五 項の規定による合格証明書の再 交付及び書換え</p>	要
	<p>百二十一 警備業法施行規則(昭 和五十八年総理府令第一号)第 三十九条第三項の規定による警 備員指導教育責任者設置特例の 承認</p>	要
	<p>百二十二 警備業法施行規則第四 十三条(同令第六十二条におい て準用する場合を含む。)の規 定による警備員指導教育責任者 資格者証及び機械警備業務管理 者資格者証の再交付及び書換え</p>	要
	<p>百二十三 警備員指導教育責任者 及び機械警備業務管理者に係る 講習等に関する規則(昭和五十 八年国家公安委員会規則第二 号)第七条第一項の規定による 警備員指導教育責任者講習修了 証明書の交付</p>	要

<p>百二十四 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第十二条第一項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付</p>	<p>要</p>
<p>百二十五 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第七条第二項(同規則第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書及び機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付</p>	<p>要</p>
<p>百二十六 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百二十七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百二十八 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百二十九 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	

	のに限る。)	
	百三十 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。))の聴聞に係るものに限る。)	
	百三十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。))の聴聞に係るものに限る。)	
	百三十二 ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による意見の聴取の通知	
	百三十三 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第八条第二項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の申出書の受理	
	百三十四 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第八条第三項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の通知	
	百三十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第九条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理	
	百三十六 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規	

一 四 略

則第九条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知	
百三十七 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第十一条第一項の規定による意見の聴取の期日における審理の公開の通知及び公示	
百三十八～百四十一 略	
百四十二 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査	要
百四十三 探偵業の業務の適正化に関する法律第十四条の規定による探偵業者に対する指示	要
百四十四 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業者の営業の停止命令	要
百四十五 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業者の営業の停止命令の通知	
百四十六 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第二項の規定による探偵業者の営業の廃止命令	要
百四十七 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第二項の規定による探偵業者の営業の廃止命令の通知	
百四十八 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号(散弾銃(現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。)及びライフル銃を除く。)、第二号、第三号及び第五号の二から第十号まで並びに第四条の二の規定に	要

	<p>による銃砲刀剣類の所持許可申請の処理</p>	
	<p>百四十九 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第二項の規定による同条第一項第一号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。）、第二号、第三号及び第五号の二から第十号までの許可の条件の付与又は条件の変更</p>	
	<p>百五十 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項及び第二項の規定による猟銃等講習会の開催及び講習修了証明書の交付</p>	要
	<p>百五十一 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項及び第二項の規定による技能講習の実施及び技能講習修了証明書の交付</p>	要
	<p>百五十二 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十四条の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新申請の処理</p>	要
	<p>百五十三 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の四第二項の規定による教習射撃指導員の選任又は解任届出の処理</p>	
	<p>百五十四 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定による練習資格認定申請の処理</p>	
	<p>百五十五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格認定申請の処理</p>	要
	<p>百五十六 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十四条の規定による教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出の処理</p>	
	<p>百五十七 銃砲刀剣類所持等取締</p>	

<p>法第九条の六第二項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十八条の規定による教習用備付け銃の届出の処理</p>	
<p>百五十八 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第三項の規定による教習用備付け銃の番号又は記号の打刻命令</p>	
<p>百五十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の九第二項において準用する同法第九条の四第二項の規定による練習射撃指導員の選任又は解任届出の処理</p>	
<p>百六十 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第六十八条において準用する同令第五十四条の規定による練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出の処理</p>	
<p>百六十一 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十一第二項において準用する同法第九条の六第二項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第七十二条において準用する同令第五十八条の規定による練習用備付け銃の届出の処理</p>	
<p>百六十二 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十一第二項において準用する同法第九条の六第三項の規定による練習用備付け銃の番号又は記号の打刻命令</p>	
<p>百六十三 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項及び第二項の規定による年少射撃資格講習会の開催及び年少射撃資格講習修了証明書の交付</p>	<p>要</p>
<p>百六十四 銃砲刀剣類所持等取締法第十条の九の規定による銃砲刀剣類許可所持者及び年少射撃資格者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>百六十五 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十条第二項及び第三項の規定による猟銃等保管</p>	

業届出書の記載事項変更届出の
処理

百六十六 銃砲刀剣類所持等取締
法第十一条第一項から第六項ま
での規定による銃砲又は刀剣類
の所持の許可の取消しの通知

百六十七 行政手続法第十五条第
一項又は第三項の規定による聴
聞の通知（同法第十三条第一項
第一号イ（銃砲刀剣類所持等取
締法第十一条第一項から第六項
までの規定による取消しの処分
に係るものに限る。）の聴聞に
係るものに限る。）

百六十八 聴聞及び弁明の機会の
付与に関する規則第九条第二項
の規定による聴聞の期日又は場
所の変更の届出書の受理（行政
手続法第十三条第一項第一号イ
（銃砲刀剣類所持等取締法第十
一条第一項から第六項までの規
定による取消しの処分に係るも
のに限る。）の聴聞に係るもの
に限る。）

百六十九 聴聞及び弁明の機会の
付与に関する規則第九条第三項
の規定による聴聞の期日又は場
所の変更の通知（行政手続法第
十三条第一項第一号イ（銃砲刀
剣類所持等取締法第十一条第一
項から第六項までの規定による
取消しの処分に係るものに限
る。）の聴聞に係るものに限
る。）

百七十 聴聞及び弁明の機会の付
与に関する規則第十条第一項の
規定による文書閲覧請求書の受
理（行政手続法第十三条第一項
第一号イ（銃砲刀剣類所持等取
締法第十一条第一項から第六項
までの規定による取消しの処分
に係るものに限る。）の聴聞に
係るものに限る。）

百七十一 聴聞及び弁明の機会の

	<p>付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>百七十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第十三条第一項第一号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
	<p>百七十三 銃砲刀剣類所持等取締法第十四条第四項、第十六条第二項、第十七条第三項及び第十八条の二第三項の規定による教育委員会からの通知の処理</p>	
	<p>百七十四 銃砲刀剣類所持等取締法第二十一条の三第二項の規定による準空気銃を所持する場合の届出の処理</p>	<p>要</p>
	<p>百七十五 指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第四十六号)第十三条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項の変更の届出の処理</p>	
	<p>百七十六 火薬類取締法第五十二条第一項の規定による知事からの通報の処理</p>	
	<p>百七十七 火薬類取締法施行令第三十三条の規定による運搬証明書の返納の処理</p>	
	<p>百七十八 火薬類取締法施行令第四十四条の規定による届出及び指示の内容の通知</p>	

<p>百七十九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十条の規定による運搬証明書の返納の処理</p>	
<p>百八十 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十八条の規定による知事からの通報の処理</p>	
<p>百八十一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項の規定による知事からの通報の処理</p>	
<p>百八十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百六十五号）第八十七条第一項の規定による知事からの通報の処理</p>	
<p>百八十三 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十一条第七項の規定による市町村長等からの通報の処理</p>	
<p>百八十四 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第三条の四の規定による運搬証明書の返納の処理</p>	
<p>百八十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二十三条の規定による運搬証明書の返納の処理</p>	
<p>百八十六 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十三条及び第十五条第二項第一号の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示</p>	要
<p>百八十七 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第一項及び第十五条第二項第一号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令</p>	要

<p>百八十八 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第一項及び第十五条第二項第二号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令の通知</p>	
<p>百八十九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第二項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令</p>	<p>要</p>
<p>百九十 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第二項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令の通知</p>	
<p>百九十一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によるインターネット異性紹介事業者の処分移送通知書の送付</p>	<p>要</p>
<p>百九十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十六条の規定による報告又は資料の提出の要求</p>	<p>要</p>
<p>百九十三 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十七条第一項の規定による国家公安委員会に対する報告</p>	
<p>百九十四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十七条第二項の規定による国家公安委員会に対する通報</p>	
<p>百九十五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</p>	

別表第十一 (第三条、第六条) 人身安全少年課長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
一〜三 略	
四 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知 (ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の聴聞に係るものに限る。)	
五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理 (ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の聴聞に係るものに限る。)	
六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知 (ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の聴聞に係るものに限る。)	
七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理 (ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の聴聞に係るものに限る。)	
八 聴聞及び弁明の機会の付与に	

介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第二十条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供

別表第十一 (第三条、第六条) 少年課長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
一〜三 略	

<p>関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>九 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>十 ストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による意見の聴取の通知</p>	
<p>十一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第八条第二項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の申出書の受理</p>	
<p>十二 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第八条第三項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の通知</p>	
<p>十三 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第九条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理</p>	
<p>十四 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則第九条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知</p>	

十五 ストーカー行為等の規制等
 に関する法律の規定に基づく意
 見の聴取の実施に関する規則第
 十一条第一項の規定による意見
 の聴取の期日における審理の公
 開の通知及び公示

別表第十二(第三条、第六条関係) 生活環境課長専
 決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会 への報告
一 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第五条第 二項の規定による風俗営業の許 可証の交付	
二 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第五条第 三項の規定による同法第三条第 一項の風俗営業の許可をしない 場合の通知	要
三 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第五条第 四項の規定による風俗営業の許 可証の再交付	要
四 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第七条第 五項の規定による風俗営業の許 可証の書換え	
五 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第七条第 六項の規定による同法第七条第 一項の風俗営業の相続を承認し ない場合の通知	
六 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第七条の 二第一項の規定による風俗営業 者たる法人の合併の承認をしな い場合の通知	
七 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第七条の	

<p>二第三項において準用する同法第七條第五項の規定による風俗営業の許可証の書換え</p>	
<p>八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の二第一項の規定による風俗営業者たる法人の分割の承認をしない場合の通知</p>	
<p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七條の二第三項において準用する同法第七條第五項の規定による風俗営業の許可証の書換え</p>	
<p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八條の規定による風俗営業の許可の取消しの通知</p>	
<p>十一 行政手続法第十五條第一項又は第三項の規定による聴聞の通知(同法第十三條第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八條若しくは第十條の二第六項(これらの規定を同法第三十一條の二十三において準用する場合を含む。)、第二十六條第一項又は第三十九條第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一條第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九條第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第十三條第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八條若しくは第十條の二第六項(これらの規定を同法第三十一條の二十三において準用する場合を含む。)、第二十六條第一項又は第三十九條第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一條第一</p>	

<p>項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十二条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。))、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。))、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	

<p>十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条若しくは第十条の二第六項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第三項の規定による特例風俗営業者の認定証の交付</p>	
<p>十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第四項の規定による特例風俗営業者の認定をしない旨の通知</p>	
<p>十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第五項の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付</p>	<p>要</p>
<p>二十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十条の二第六項の規定による特例風俗営業者の認定の取消しの通知</p>	
<p>二十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十五条の規定による風俗営業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>二十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消しの通知又は営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知</p>	

<p>二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十九条の規定による店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十条第一項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令の通知、同条第二項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令の通知及び同条第三項の規定による浴場業営業、興行場営業又は旅館業の停止命令の通知</p>	
<p>二十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の四第一項及び第三十一条の六第二項第一号の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の五及び第三十一条の六第二項第二号の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営んではならない旨の命令の通知</p>	
<p>二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書の送付</p>	<p>要</p>
<p>二十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十四の規定による店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>二十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十五第一項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による店舗型電話異性紹介</p>	

<p>営業の廃止命令の通知</p>	
<p>二十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十九及び第三十一条の二十一第二項第一号の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>二十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十及び第三十一条の二十一第二項第二号の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営んではならない旨の命令の通知</p>	
<p>二十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者の処分移送通知書の送付</p>	<p>要</p>
<p>二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の二の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止命令の通知</p>	
<p>二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の九第一項及び第三十一条の十一第二項第一号の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>二十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書の送付</p>	<p>要</p>
<p>二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第二項の規定によ</p>	

<p>る特定遊興飲食店営業の許可証の交付</p>	
<p>三十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第三項の規定による同法第三条第一項の特定遊興飲食店営業の許可をしない場合の通知</p>	<p>要</p>
<p>三十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付</p>	<p>要</p>
<p>三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え</p>	
<p>四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第六項の規定による同法第七条第一項の特定遊興飲食店営業の相続を承認しない場合の通知</p>	
<p>四十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認をしない場合の通知</p>	
<p>四十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第三項において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え</p>	
<p>四十三 風俗営業等の規制及び業</p>	

<p>務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認をしない場合の通知</p>	
<p>四十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第三項において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え</p>	
<p>四十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第八条の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しの通知</p>	
<p>四十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第三項の規定による特例特定遊興飲食店営業の認定証の交付</p>	
<p>四十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第四項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定をしない旨の通知</p>	
<p>四十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業の認定証の再交付</p>	<p>要</p>
<p>四十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第六項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消しの通知</p>	

<p>五十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十四の規定による特定遊興飲食店営業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>五十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十五第一項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しの通知又は営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知</p>	
<p>五十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十四条第一項の規定による飲食店営業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>五十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十四条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知</p>	
<p>五十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の規定による興行場営業の停止命令の通知</p>	
<p>五十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の四第一項及び第四項第一号の規定による接客業務受託営業を営む者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>五十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の四第二項及び第四項第二号の規定による接客業務受託営業を営んではない旨の命令の通知</p>	
<p>五十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十五条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による接客業務受託営業を営む者の処分移送通知書の送付</p>	<p>要</p>

五十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十七条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求	要
五十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十九条第二項第六号及び第七号の規定による調査の委託	要
六十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条第二項の規定による聴聞の通知及び公示	
六十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の三第一項の規定による国家公安委員会に対する報告	
六十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の三第二項の規定による公安委員会に対する通報	
六十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十二条の規定による処分のお知らせ	
六十四 質屋営業法第二条第一項の規定による質屋営業の許可	要
六十五 質屋営業法第三条第三項の規定による質屋営業の許可をしない旨の通知	
六十六 質屋営業法第四条第一項の規定による営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可	要
六十七 質屋営業法第八条第一項の規定による許可証の交付	
六十八 質屋営業法第二十五条の規定による質屋の許可の取消しの通知又は質屋営業の停止命令の通知	
六十九 行政手続法第十五条第一	

<p>項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>七十 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>七十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>七十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>七十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>七十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項</p>	

<p>の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>七十五 質屋営業法第二十七条の規定による他の公安委員会への通知</p>	
<p>七十六 質屋営業法第二十八条第三項第一号及び第五項の規定による質契約を終了させる行為の承認</p>	
<p>七十七 古物営業法第三条の規定による古物営業の許可</p>	<p>要</p>
<p>七十八 古物営業法第五条第二項の規定による許可証の交付</p>	
<p>七十九 古物営業法第五条第三項の規定による古物営業の許可をしない旨の通知</p>	
<p>八十 古物営業法第六条第一項の規定による古物営業の許可の取消しの通知</p>	
<p>八十一 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>八十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞</p>	

に係るものに限る。)	
八十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十七 古物営業法第十三条第四項の規定による管理者の解任の勧告	要
八十八 古物営業法第二十一条の	

<p>五 第一項及び第二十一条の六第一項の規定による古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定</p>	<p>要</p>
<p>八十九 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)第十九条の七第一項の規定による古物営業法第二十一条の五第一項の認定をした旨の通知及び公示</p>	
<p>九十 古物営業法施行規則第十九条の七第二項の規定による古物営業法第二十一条の五第一項の認定をしない旨の通知</p>	
<p>九十一 古物営業法施行規則第十九条の十第一項の規定による認定古物競りあつせん業者の認定の取消し</p>	<p>要</p>
<p>九十二 古物営業法施行規則第十九条の十第二項の規定による認定古物競りあつせん業者の認定を取り消した旨の公示</p>	
<p>九十三 古物営業法施行規則第十九条の十二において準用する同規則第十九条の七第一項の規定による古物営業法第二十一条の六第一項の認定をした旨の通知及び公示</p>	
<p>九十四 古物営業法施行規則第十九条の十二において準用する同規則第十九条の七第二項の規定による古物営業法第二十一条の六第一項の認定をしない旨の通知</p>	
<p>九十五 古物営業法施行規則第十九条の十四第一項の規定による認定外国古物競りあつせん業者の認定の取消し</p>	<p>要</p>
<p>九十六 古物営業法施行規則第十九条の十四第二項において準用する同規則第十九条の十第二項の規定による認定外国古物競り</p>	

<p>あつせん業者の認定を取り消した旨の公示</p>	
<p>九十七 古物営業法第二十三条の規定による業務の適正な実施を確保するための指示</p>	要
<p>九十八 古物営業法第二十四条の規定による古物営業の許可の取消しの通知又は古物営業の停止命令の通知</p>	
<p>九十九 警備業法第五条第五項の規定による認定証の再交付</p>	要
<p>百 警備業法第十一条第三項の規定による認定証の書換え</p>	要
<p>百一 警備業法第七条第一項から第三項までの規定による認定証の更新及び不更新の通知</p>	要
<p>百二 警備業法第八条の規定による警備業の認定の取消しの通知</p>	
<p>百三 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>百四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に</p>	

<p>よる返納の命令に係るものに限る。)又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)若しくはロ(同法第二十二條第七項(同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。))の規定による返納の命令に係るものに限る。)又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三條第一項第一号イ(警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)若しくはロ(同法第二十二條第七項(同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。))の規定による返納の命令に係るものに限る。)又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三條第一項第一号イ(警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。)若しくはロ(同法第二十二條第七項(同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。))の規定による返納の命令に係るものに限る。)又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>百八 聴聞及び弁明の機会の付与</p>	

<p>に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>百九 警備業法第二十二條第七項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令の通知</p>	
<p>百十 警備業法第二十三條第五項において準用する同法第二十二條第七項の規定による合格証明書の返納命令の通知</p>	
<p>百十一 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第七項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納命令の通知</p>	
<p>百十二 警備業法第四十八條の規定による警備業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>百十三 警備業法第四十九條第一項の規定による警備業者の営業の停止命令の通知</p>	
<p>百十四 警備業法第四十九條第二項の規定による警備業者の営業の廃止命令の通知</p>	
<p>百十五 警備業法第二十三條第四項の規定による合格証明書の交付</p>	<p>要</p>
<p>百十六 警備業法第二十三條第五項の規定による合格証明書の再交付及び書換え</p>	<p>要</p>
<p>百十七 警備業法施行規則（昭和</p>	

<p>五十八年総理府令第一号)第三十九条第三項の規定による警備員指導教育責任者設置特例の承認</p>	<p>要</p>
<p>百十八 警備業法施行規則第四十三条(同令第六十三条において準用する場合を含む。)の規定による警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の再交付及び書換え</p>	<p>要</p>
<p>百十九 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)第七条第一項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付</p>	<p>要</p>
<p>百二十 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第十二条第一項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付</p>	<p>要</p>
<p>百二十一 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第七条第二項(同規則第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書及び機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付</p>	<p>要</p>
<p>百二十二 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査</p>	<p>要</p>
<p>百二十三 探偵業の業務の適正化に関する法律第十四条の規定による探偵業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>百二十四 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業者の営業の停止命令</p>	<p>要</p>

<p>百二十五 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業者の営業の停止命令の通知</p>	
<p>百二十六 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第二項の規定による探偵業者の営業の廃止命令</p>	要
<p>百二十七 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第二項の規定による探偵業者の営業の廃止命令の通知</p>	
<p>百二十八 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号(散弾銃(現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。))及びライフル銃を除く。)、第二号、第三号及び第五号の二から第十号まで並びに第四条の二の規定による銃砲刀剣類の所持許可申請の処理</p>	要
<p>百二十九 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第二項の規定による同条第一項第一号(散弾銃(現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。))及びライフル銃を除く。)、第二号、第三号及び第五号の二から第十号までの許可の条件の付与又は条件の変更</p>	
<p>百三十 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項及び第二項の規定による猟銃等講習会の開催及び講習修了証明書の交付</p>	要
<p>百三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項及び第二項の規定による技能講習の実施及び技能講習修了証明書の交付</p>	要
<p>百三十二 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十四条</p>	要

<p>の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新申請の処理</p>	
<p>百三十三 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の四第二項の規定による教習射撃指導員の選任又は解任届出の処理</p>	
<p>百三十四 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定による練習資格認定申請の処理</p>	
<p>百三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格認定申請の処理</p>	<p>要</p>
<p>百三十六 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十四条の規定による教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出の処理</p>	
<p>百三十七 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十八条の規定による教習用備付け銃の届出の処理</p>	
<p>百三十八 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第三項の規定による教習用備付け銃の番号又は記号の打刻命令</p>	
<p>百三十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の九第二項において準用する同法第九条の四第二項の規定による練習射撃指導員の選任又は解任届出の処理</p>	
<p>百四十 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第六十八条において準用する同法第五十四条の規定による練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出の処理</p>	
<p>百四十一 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十二第二項において準用する同法第九条の六第二項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第七十二条において準用</p>	

<p>する同令第五十八条の規定による練習用備付け銃の届出の処理</p>	
<p>百四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十一第二項において準用する同法第九条の六第三項の規定による練習用備付け銃の番号又は記号の打刻命令</p>	
<p>百四十三 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項及び第二項の規定による年少射撃資格講習会の開催及び年少射撃資格講習修了証明書の交付</p>	<p>要</p>
<p>百四十四 銃砲刀剣類所持等取締法第十条の九の規定による銃砲刀剣類許可所持者及び年少射撃資格者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>百四十五 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十条第二項及び第三項の規定による猟銃等保管業届出書の記載事項変更届出の処理</p>	
<p>百四十六 銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消しの通知</p>	
<p>百四十七 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>百四十八 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の届出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	

<p>百四十九 聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則第九条第三項 の規定による聴聞の期日又は場 所の変更の通知（行政手続法第 十三条第一項第一号イ（銃砲刀 剣類所持等取締法第十一条第一 項から第六項までの規定による 取消しの処分に係るものに限 る。）の聴聞に係るものに限 る。）</p>	
<p>百五十 聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則第十条第一項 の規定による文書閲覧請求書の受 理（行政手続法第十三条第一項 第一号イ（銃砲刀剣類所持等取 締法第十一条第一項から第六項 までの規定による取消しの処分 に係るものに限る。）の聴聞に 係るものに限る。）</p>	
<p>百五十一 聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則第十条第二項 の規定による閲覧の日時及び場 所の通知（行政手続法第十三条 第一項第一号イ（銃砲刀剣類所 持等取締法第十一条第一項から 第六項までの規定による取消し の処分に係るものに限る。）の 聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>百五十二 聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則第十二条第一 項の規定による聴聞の期日にお ける審理の公開の通知及び公示 （行政手続法第十三条第一項第 一号イ（銃砲刀剣類所持等取締 法第十一条第一項から第六項ま での規定による取消しの処分に 係るものに限る。）の聴聞に係 るものに限る。）</p>	
<p>百五十三 銃砲刀剣類所持等取締 法第十四条第四項、第十六条第 二項、第十七条第三項及び第十 八条の二第三項の規定による教 育委員会からの通知の処理</p>	
<p>百五十四 銃砲刀剣類所持等取締 法第二十一条の三第二項の規定</p>	<p>要</p>

による準空気銃を所持する場合の届出の処理	
百五十五 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）第十三条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項の変更の届出の処理	
百五十六 火薬類取締法第五十二条第二項の規定による知事からの通報の処理	
百五十七 火薬類取締法施行令第三条の規定による運搬証明書の返納の処理	
百五十八 火薬類取締法施行令第四条の規定による届出及び指示の内容の通知	
百五十九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十条の規定による運搬証明書の返納の処理	
百六十 武器等製造法（昭和三十八年法律第百四十五号）第二十八条の規定による知事からの通報の処理	
百六十一 高压ガス保安法（昭和三十六年法律第二百四号）第七十四条第一項の規定による知事からの通報の処理	
百六十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十五号）第八十七条第一項の規定による知事からの通報の処理	
百六十三 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第十一条第七項の規定による市町村長等からの通報の処理	
百六十四 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施	

<p>行令第三条の四の規定による運搬証明書の返納の処理</p>	
<p>百六十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二十三条の規定による運搬証明書の返納の処理</p>	
<p>百六十六 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第十三条及び第十五条第二項第一号の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示</p>	<p>要</p>
<p>百六十七 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第一項及び第十五条第二項第二号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令</p>	<p>要</p>
<p>百六十八 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第一項及び第十五条第二項第二号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令の通知</p>	
<p>百六十九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第二項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令</p>	<p>要</p>
<p>百七十 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第二項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令の通知</p>	
<p>百七十一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の</p>	<p>要</p>

規定によるインターネット異性紹介事業者の処分移送通知書の送付	
百七十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十六条の規定による報告又は資料の提出の要求	要
百七十三 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十七条第一項の規定による国家公安委員会に対する報告	
百七十四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十七条第二項の規定による公安委員会に対する通報	
百七十五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第二十條の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供	

別表第十三、別表第十七 略

別表第十八 (第四条、第六条関係) 警察署長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一、四十三 略	
四十四 古物営業法第七条第五項の規定による許可証の書換え	
四十五、百八十一 略	

別表第十二、別表第十六 略

別表第十七 (第四条、第六条関係) 警察署長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一、四十三 略	
四十四 古物営業法第七条第四項の規定による許可証の書換え	
四十五、百八十一 略	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第六号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第四(第十条の二関係)			別表第四(第十条の二関係)		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
一〇二一 略			一〇二一 略		
二二 の二	一般国道四 百六十一号	矢板市中字上菅田四百十 六番三十八から同市中字 富士山五百九十二番五ま で			
二二の一 略			二二の一 略		
二二二〇五五六の二 略			二二二〇五五六の二 略		
五十七	県道雀宮真 岡線	宇都宮市東谷町四百九十 六番九から真岡市鬼怒ヶ 丘二十一番 まで	五十七	県道雀宮真 岡線	宇都宮市東谷町四百九十 六番九から河内郡上三川 町大字西汗千六百六十二 番まで
五十七の二〇五五九 略			五十七の二〇五五九 略		
五十九 の二	県道丸山葉 鹿線	足利市葉鹿町字中島二千 三百九番から同市葉鹿南 町二十七番二まで			
六六〇七七の七 略			六六〇七七の七 略		
七七 の八	市道(栃木 市)一万三 千三百十号 線	栃本市惣社町千五百十番 一から同市惣社町千四百 三十九番一まで			
七七の九〇七七の十二 略			七七の八〇七七の十一 略		
七七 の十三	市道(矢板 市)末広町 五号線	矢板市末広町三十四番一 から同市末広町十一番六 まで			
七七 の十四	市道(矢板 市)末広町 二十号線	矢板市末広町十一番六か ら同市末広町十三番一ま で			

七十八〜九十五 略

七十八〜九十五 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規程第一号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
略	略	略	略
印号三 栃木県公安委員会	略	印号三 栃木県公安委員会	略
てん書	略	てん書	略
方二三	略	方二三	略
身の	警備員等の合格証明書、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、風俗営業等の立入証及び猟銃安全指導委員証の証印用並びに風俗営業、銃砲の所持、刀剣類の所持、火薬類の譲渡（受）等の許可証、承認書及びその他の証明書類の訂正用	身の	警備員等の合格証明書、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、風俗営業等の立入証及び猟銃安全指導委員証の証印用並びに風俗営業、銃砲の所持、刀剣類の所持、火薬類の譲渡（受）等の許可証、承認書及びその他の証明書類の訂正用
	長 課 境 環 活 生		長 課 画 企 全 安 活 生

績証明書、試験車指定書、試験車指定解除通知書、運転免許試験受験停止処分通知書、指定書（教習所の指定）、措置監督命令書、指定取消通知書（教習所の指定取消）、卒業証明書・修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回答）、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書、臨時適性検査通知書、処分移送通知書、意見の聴取通知書、聴聞通知書、運転免許取消処分書、申請による運転免許取消通知書、措置命令書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講習終了証明

績証明書、試験車指定書、試験車指定解除通知書、運転免許試験受験停止処分通知書、指定書（教習所の指定）、措置監督命令書、指定取消通知書（教習所の指定取消）、卒業証明書・修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回答）、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書、臨時適性検査通知書、処分移送通知書、意見の聴取通知書、聴聞通知書、運転免許取消処分書、申請による運転免許取消通知書、措置命令書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講習終了証明

印号四十

県委印
木安会
栃公員

てん
書

二
方

書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、取消処分者講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、講習修了証(技能検定員、教習指導員及び副管理者法定講習)、高齢者講習終了証明書、運転適性指導に関する業務についての所要の講習修了証、高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査合格証、初心運転者講習通知書、初心運転者講習移送通知書、違反者講習移送通知

印号四十

県委印
木安会
栃公員

てん
書

二
方

書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、取消処分者講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、講習修了証(技能検定員、教習指導員及び副管理者法定講習)、高齢者講習終了証明書、運転適性指導に関する業務についての所要の講習修了証、高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査合格証、初心運転者講習通知書、初心運転者講習移送通知書、違反者講習移送通知

書、運転適性
 指導員審査合
 格証書、取消
 処分者講習に
 係る実務実習
 通知書、取消
 処分者講習に
 係る実務実習
 結果通知書、
 運転免許取得
 者教育認定
 書、運転免許
 取得者教育認
 定取消通知
 書、指定書
 (指定講習機
 関の指定)、
 指定取消通知
 書(指定講習
 機関の指定取
 消)、技能検
 定員審査合格
 証明書、技能
 検定員資格者
 証、技能検定
 員資格者証返
 納命令書、教
 習指導員審査
 合格証明書、
 教習指導員資
 格者証、教習
 指導員資格者
 証返納命令
 書、チャレン
 ジ講習受講結
 果確認書、特
 定任意講習終
 了証明書、特
 定任意高齢者
 講習終了証明
 書、認知機能
 検査員講習終
 了証、認知機
 能検査員審査
 合格証及び認
 知機能検査結
 果通知書の証
 印用

書、運転適性
 指導員審査合
 格証書、取消
 処分者講習に
 係る実務実習
 通知書、取消
 処分者講習に
 係る実務実習
 結果通知書、
 運転免許取得
 者教育認定
 書、運転免許
 取得者教育認
 定取消通知
 書、指定書
 (指定講習機
 関の指定)、
 指定取消通知
 書(指定講習
 機関の指定取
 消)、技能検
 定員審査合格
 証明書、技能
 検定員資格者
 証、技能検定
 員資格者証返
 納命令書、教
 習指導員審査
 合格証明書、
 教習指導員資
 格者証、教習
 指導員資格者
 証返納命令
 書、チャレン
 ジ講習受講結
 果確認書、特
 定任意講習終
 了証明書、特
 定任意高齢者
 講習終了証明
 書、認知機能
 検査員講習終
 了証、認知機
 能検査員審査
 合格証及び認
 知機能検査結
 果通知書の証
 印用

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第一号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県警察本部長 原 田 義 久

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第三条関係)</p> <p>本部長決裁事項(総務課長専決事項 略 警務課長専決事項 一(六) 略 七 <u>臨時的任用職員</u>の任用、退職等に関する事 八 <u>会計年度任用職員</u>の採用、退職等に関する事 九 任期付職員の任用、退職等に関する事。 県民広報相談課長専決事項(会計課長専決事項 略 生活安全企画課長専決事項 一 <u>酩酊者</u>、迷い子、その他応急の救護を要する者の保護に関する事。 人身安全少年課長専決事項 一 略 二 <u>ストーカー規制法</u>第四条第一項の規定に基づく警告の申出の受理に関する事。 三 <u>ストーカー規制法</u>第七条第一項の規定に基づく援助の申出の受理及び援助の実施に関する事。 四 <u>ストーカー規制法</u>第十三条第一項の規定に基</p>	<p>別表(第三条関係)</p> <p>本部長決裁事項(総務課長専決事項 略 警務課長専決事項 一(六) 略 七 <u>非常勤嘱託員、臨時的任用職員等の任用及び解職</u>に関する事。 八 任期付職員の任用及び解職に関する事。 県民広報相談課長専決事項(会計課長専決事項 略 生活安全企画課長専決事項 一 <u>主管する犯罪の取締り、手配及び通報</u>に関する事。 二 <u>酩酊者、家出人、迷い子、その他応急の救護</u>を要する者の保護に関する事。 三 <u>ストーカー規制法</u>第四条第一項の規定に基づく警告の申出の受理に関する事。 四 <u>ストーカー規制法</u>第七条第一項の規定に基づく援助の申出の受理及び援助の実施に関する事。 五 <u>ストーカー規制法</u>第十三条第一項の規定に基づく報告若しくは資料の提出要求及び質問の実施に関する事。 六 <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成十二年国家公安委員会規則第十八号)第八条</u>の規定に基づく通知に関する事。 少年課長専決事項 一 略</p>

<p>づく報告若しくは資料の提出要求及び質問の実施に関すること。</p> <p>五 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成十二年国家公安委員会規則第十八号)第八条の規定に基づく通知に関すること。</p> <p>六 略</p> <p>生活環境課長専決事項、警備第二課長専決事項</p> <p>略</p> <p>国体・障スポ対策課長専決事項</p> <p>一 主管する事務の軽易な企画及び調整に関すること。</p> <p>警察学校長専決事項、警察署副署長専決事項 略</p>

<p>二 略</p> <p>生活環境課長専決事項、警備第二課長専決事項</p> <p>略</p> <p>警察学校長専決事項、警察署副署長専決事項 略</p>
--

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第二号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県警察本部長 原 田 義 久

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>別表第3 (第30条、第31条関係)</p> <p>1 本部所属の記号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">本 部 所 属 名</th> <th style="width: 30%;">記 号</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活安全部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>人身安全少年課</td> <td>栃 人 少</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警 備 部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国体・障スポ対策課</td> <td>栃 国 対</td> </tr> <tr> <td>機 動 隊</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	本 部 所 属 名	記 号	略	略	生活安全部	略	人身安全少年課	栃 人 少	略	略	略	略	警 備 部	略	国体・障スポ対策課	栃 国 対	機 動 隊	略	略	略	<p>別表第3 (第30条、第31条関係)</p> <p>1 本部所属の記号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">本 部 所 属 名</th> <th style="width: 30%;">記 号</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活安全部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>少 年 課</td> <td>栃 少</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警 備 部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>機 動 隊</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	本 部 所 属 名	記 号	略	略	生活安全部	略	少 年 課	栃 少	略	略	略	略	警 備 部	略	機 動 隊	略	略	略
本 部 所 属 名	記 号																																						
略	略																																						
生活安全部	略																																						
	人身安全少年課	栃 人 少																																					
	略	略																																					
略	略																																						
警 備 部	略																																						
	国体・障スポ対策課	栃 国 対																																					
	機 動 隊	略																																					
略	略																																						
本 部 所 属 名	記 号																																						
略	略																																						
生活安全部	略																																						
	少 年 課	栃 少																																					
	略	略																																					
略	略																																						
警 備 部	略																																						
	機 動 隊	略																																					
	略	略																																					

附 記

この冊子は、令和11年4月1日より有効となる。
